



働き方改革法の概要

働き方改革法が4月1日から施行されました。1947年の労働基準法制定以来70年ぶりの大改革となっています。そのポイントは次の5点です。

- ① 残業時間の上限規制
- ② 年次有給休暇の取得義務化
- ③ 労働時間の客観的把握
- ④ 高度プロフェッショナル制度

労働基準法制定以来というのは、罰則規定を付与した強行規定であるという点です。日本の労働法制は、セクハラ、パワハラ問題のように、厚生労働省がガイドラインを設けながらも法律的な「改正」はなく、某大臣が「セクハラ、パワハラを取締る法律はない」と発言していた不正常な状態にあるのが現実であったわけです。

今回一番注目されているのが残業時間の上限規制です。但しこの規制の施行は、中小企業は来年4月からであり、医師や建設業等は5年後の2024年からの施行になります。旧来から労基法の原則では、残業は禁止されており、36協定を締結して労基署へ提出したうえで「月45時間、年間360時間」の制限内で適用が可能となる形でした。しかし「特別条項」があれば事実上上限なく残業が可能であったわけです。しかし今回の改正で残業時間の上限が法制化され、①年720時間

以内②単月100時間未満③過去2～6月の平均がいずれも80時間以内④特別条項の適用は年6回までとなり、違反すると6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金が科せられることになりました。但し中小企業の場合には、来年4月1日までの施行日までに締結した「36協定」であれば協定で定めた期間内であれば「36協定」が有効となる「経過措置」で施行を遅らせる方法があります。

それ以上に労務担当者を慌てさせているのが、年間10日以上以上の有給休暇が付与されている従業員に対して年間5日以上以上の年休を取得させなければならないという年次有給休暇の取得義務化でしょう。この制度は中小企業でも既に義務化されています。これはパート労働者でも10日以上以上の付与日数を得ている人も対象となりますので注意が必要です。これに違反すれば30万円以下の罰金が科せられることになっています。

今まで労基法も無視していた、或いは形式的な形でお茶を濁してきた企業にも対応が迫られる法律ですので留意してください。詳しくは担当者にお尋ねください。



✓ 修繕費か資本的支出か システムキッチンの取替工事

◆悩ましい？「システムキッチンの取替工事」

賃貸不動産の管理者は、入居者の退去の際、内部の建具などの傷みが激しければ業者に修繕を依頼します。設備の交換に及ぶこともあり、税務上、修繕費とするか、資本的支出とするか悩ましいものもあります。

◆システムキッチンが建物と一体の台所？

国税不服審判所でも、システムキッチンの交換が修繕費に当たるか、資本的支出に当たるか争われた例があります。



あるマンション(築17年)を賃貸していた方が、その賃貸していた部屋の台所ほか各設備を取り壊し、新たなシステムキッチンに取替えた工事を修繕費としたところ税務署から否認されました。そこで次の理由から、修繕費であると主張しました。

- ・居住用機能を回復させる工事であること

- ・建物の基礎や柱などの躯体に影響を与えるものでなく、建物の現状維持が目的であること

これに対し、審判所は、事案のシステムキッチンは、建物と物理的に不可分なものであり、建物の修繕費(既存設備の解体工事)と資本的支出(新設備の取得)が同時に行われたもので、建物の価値増加に貢献することから、資本的支出と判断しました。

この判決では「システムキッチン」について、広辞苑の次の説明を引用しています。(システムキッチン)台所の形態の一種で、ある規格に基づいて作られた流し台、

調理台、ガス台、収納部などを自由に組み合わせ一体化して作り付けた台所
このシステムキッチンは、流し台等が建物新築時より床や壁に固定され、給湯、給排水、電気及びガス設備と連結させて、初めて住宅内での調理等ができるもので、建物との物理的な接着度が高く、容易に取り外せないものであったようです。

この判決では「建物と一体不可分な台所」と判断したものでしたが、この判決以前は、「建物と可分・独立」なものとして「器具備品」と整理する例が多かったようです。

◆個別の状況に応じて総合的な判断を

ただ、この判決の判断は一例であり、取替工事については、個別に「修繕費」か「資本的支出」か、「既存資産を除却し、新規取得資産の取得」とするか判断する必要がありそうです。①支出金額の内容、②支出効果の実質を見ながら、既存の資産が「建物」で計上されているのか、「器具備品」で計上されているのか等も確認する必要があります。

お仕事カレンダー 2019年5月



若葉が目まぶしい季節になりました。
季節の変わり目でございますので、お身体を大切にしてください。

| 日 | 曜日 | 項目 | 日 | 曜日 | 項目 |
|----|----|----------------------------------|----|----|--|
| 1 | 水 | 天皇の即位の日 | 19 | 日 | |
| 2 | 木 | 休日 | 20 | 月 | |
| 3 | 金 | 憲法記念日 | 21 | 火 | |
| 4 | 土 | みどりの日 | 22 | 水 | |
| 5 | 日 | こどもの日 | 23 | 木 | |
| 6 | 月 | 休日 | 24 | 金 | |
| 7 | 火 | | 25 | 土 | |
| 8 | 水 | | 26 | 日 | |
| 9 | 木 | | 27 | 月 | |
| 10 | 金 | ■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額 (4月分)の納付期限 | 28 | 火 | |
| 11 | 土 | | 29 | 水 | |
| 12 | 日 | | 30 | 木 | |
| 13 | 月 | | 31 | 金 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税> ■ 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税>(半期分) ■ 消費税の年税額が400万超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税等> ■ 自動車税の納付 |
| 14 | 火 | | | | |
| 15 | 水 | | | | |
| 16 | 木 | | | | |
| 17 | 金 | | | | |
| 18 | 土 | | | | |



我妻総合会計事務所
WAGATSUMA TAX & CONSULTING